

徳島県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

海部郡牟岐町大字中村字清水一六〇の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅